

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市船津町 1195 番地 有限会社 中村土木 代表取締役 中村 幸広
工 事 名	市道森崎村山線道路改良工事
工 事 場 所	鳥羽市 船津町 地内
工 事 種 別	土木工事
変 更 工 事 概 要	道路改良 道路土工 N=1 式 擁壁工 N=1 式 排水構造物工 N=1 式 縁石工 L=18m アスファルト舗装工 A=1230m ² コンクリート舗装工 A=132m ² 区画線工 N=1 式 仮設工 N=1 式
当 初 契 約 年 月 日	令和 5 年 5 月 26 日
変 更 契 約 年 月 日	令和 5 年 9 月 13 日（第 1 回） 令和 6 年 2 月 13 日（第 2 回）
当 初 工 事 期 間	令和 5 年 5 月 26 日 ～ 令和 6 年 1 月 10 日
変 更 後 工 事 期 間	令和 5 年 5 月 26 日 ～ 令和 6 年 3 月 25 日（第 1 回）（75 日間延長） 令和 5 年 5 月 26 日 ～ 令和 6 年 3 月 25 日（第 2 回）（変更なし）
当 初 契 約 金 額	57,145,000 円（税込み）
変 更 金 額	0 円（税込み）（第 1 回） 13,125,200 円（税込み）（第 2 回）
変 更 後 の 契 約 金 額	57,145,000 円（税込み）（第 1 回） 70,270,200 円（税込み）（第 2 回）
変 更 契 約 理 由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 ・大型排水路工に於いて下流側の掘削を行ったところ、砂礫の多い土質であり、掘削した法面及び隣地の土留めが崩壊する恐れがあることから、掘削時の安全確保のため、仮設鋼矢板工を増工する。 ・大型排水路工(上流側)に於いて、当初設計では道路の嵩上げに伴い既設水路の更新を計画していたが、更新する際の掘削や既設水路の取壊しによる近隣の家屋や住民への影響を考慮し関係者と協議を行った結果、既設水路を壊すことなく道路へすり付ける工法へ変更したため、大型排水路工を減工する。 ・大型水路工及び排水構造物工に於いて、掘削を行ったところ泥土が発生した。現場内のすべての建設発生土は、流用土として路床盛土に再利用する予定であったが、発生した泥土は盛土に適していないことが分かったため、残土処分及び盛土用の土を購入する費用を変更増とする。 ・道路拡幅箇所において、過年度に埋設された舗装等が確認された。工事施工に支障となるため、取壊し及び処分に要する費用を変更増とする。 ・関係機関と協議した結果に基づき、交通誘導員の配置人員を変更増とする。